

## 平成21年度木の香る淡海の家推進事業の実施結果の概要

県産木材活用推進協議会  
(滋賀県木材協会) 22,2,26

### はじめに

滋賀県では平成16年度から20年度の5カ年間、県産材の利用促進 PR と地域木材を使用することによって森林整備が進むことをねらいとして、県内で住宅を建てる場合に建築主に対して柱材の無償提供事業を実施してきた。

この事業は県産木材活用推進協議会(以下、協議会)に委託して実施されたのであるが、滋賀県内では柱材の製材加工はほとんどされていないことから、協議会で原木の確保から製材加工の手配、製材品の検査、申請者への引き渡し、不良品の返品処理など本事業実施のための負担が少なくなかった。しかし、「柱100本プレゼント」と銘打って県下に普及したことから、事業としては5カ年間の実施により定着していたのも事実である。

地元材の需要拡大のための類似施策は多くの府県で実施されているが、現物支給の事例はない状況であり、現物支給については5カ年間の実施で終了することになった。

平成21年度からは新たに助成金制度に変更され、助成対象者も建築主から工務店等になった。助成金制度により1年間の実施結果の概要をまとめたものである。

### 1. 21年度事業の概要

21年度応募要領によれば「当事業は、滋賀県における森林の多面的機能の発揮と「びわ湖材」の普及啓発および円滑な流通を推進するため、以下の内容のとおり実施する。」とされている。

表1 助成の内容

区分	一戸あたりのびわ湖材の使用量	助成金額	備考
I	5㎡以上7.5㎡未満	20万円	構造材に「びわ湖材」を2㎡以上使用すること。
II	7.5㎡以上10㎡未満	30万円	//
III	10㎡以上	40万円	//

申込条件や申込申請は前年度までの柱提供事業と大差はないが、申請者は建築主から工務店等へ変更されたことと、申請者への助成金交付のための手続きが追加されたことである。

決定審査は、これまでと同様協議会企画運営委員会において審査を行い、内容、添付書類等に不備がなければ申請者に対して助成の決定をしている。

### 2. びわ湖材使用量の確認

第一段階として、提出された申請書には、びわ湖材使用計画書および添付図面(平面図、伏せ図等)にびわ湖材使用部材には着色等で使用部位、規格寸法が分かるようにしておくとともに、びわ湖材を確実に納材されるための担保として、納材業者(びわ湖材取扱事業者)の納材確約書の添付を義務づけている。

第二段階として、上棟等びわ湖材が概ね使用の完了した時点で現地の確認を協議会が実施している。この時、びわ湖材販売管理票、納品書(またはこれに変わる納材明細書等)の提出を義務づけている。現地確認は、びわ湖材使用計画書と図面に基づいた使用がされているか、また、びわ湖材販売管理票と合致しているかを調査することになっている。現地確認時点で、工程上使用されていない部材があった場合は、使用完

了後の写真の提出を求めている。

### 3. 募集時期別の決定戸数別

募集の最終締め切りは12月15日までとしていたが、予算の関係で10月28日をもって終了とした。決定戸数は79戸であった。

表2 募集時期別の決定戸数とびわ湖材使用量

募集時期	助成区分			計	びわ湖材使用量 (m <sup>3</sup> )	1戸当たり平均 (m <sup>3</sup> )
	5m <sup>3</sup> ～7.5m <sup>3</sup>	7.5m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> 以上			
4/15～5/15	1	1	17	19	230.05	12.11
5/16～6/30		3	12	15	187.47	12.50
7			12	12	160.99	13.42
8	1	1	8	10	116.92	11.69
9	2	2	11	15	150.85	10.06
10		1	7	8	116.73	14.59
計	4	8	67	79	963.01	12.19

### 4. 地域別の決定戸数

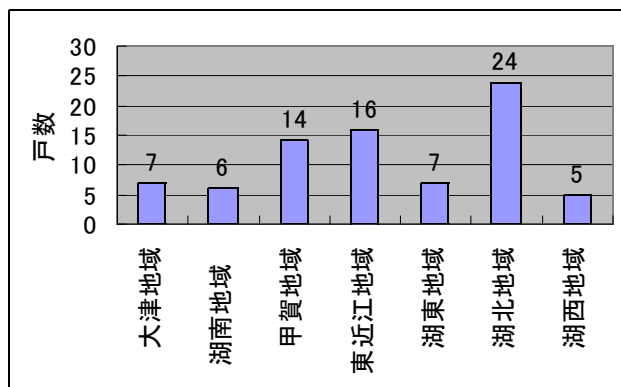


図1 地域別の決定戸数

湖北地域での戸数が多い(30.4%)。19年度までに実施した柱提供事業についても湖北、東近江、甲賀、湖東の順に多く、同様の傾向があった。都市部の多い湖西、湖南、大津地域は少ない状況であった。都市部は建築戸数は多い中で、ハウスメーカー等多様な住宅が建てられ、県内弱小工務店の進出が難しいのではないかとされる。

### 5. びわ湖材の使用量

(1) 助成区分ごとの決定戸数

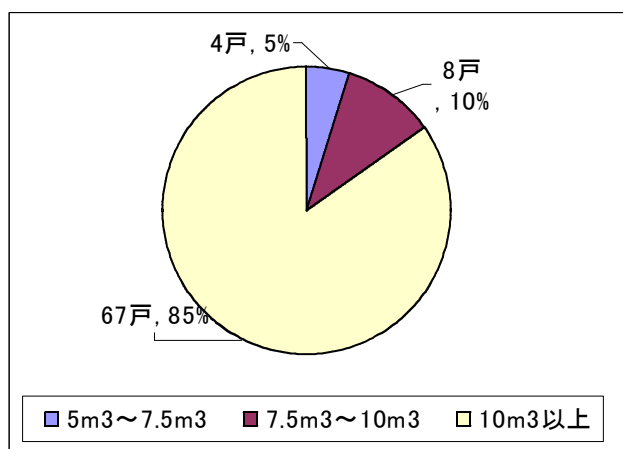


図1 助成区分ごとの決定戸数

21年度事業の決定戸数は79戸であり、予算上では100戸の予定であったが、10m<sup>3</sup>以上の使用量が多かったことから(全戸数の85%)戸数の減となった(図1)。

(2) 樹種別の使用量

びわ湖材の使用量のうち、スギが全体の 2/3、ヒノキが 1/3 である。これまで構造材(横架材)の多くが外材であったのが価格の関係でスギ材が使われるようになってきたことと、スギ材の木肌や感触、匂いなどから構造部分を現した工法が増えてきたためであると考えられる。

表3 樹種別使用量

樹種	材積(m3)
スギ	647.49
ヒノキ	309.88
マツ	4.56
ケヤキ	1.08
計	963.01

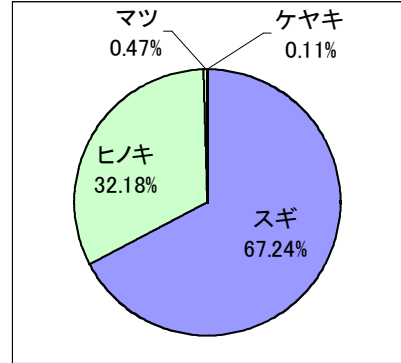


図2 樹種別使用比率

(3) 樹種別の使用部材

表4 樹種別使用部材 (m3) 申請数値

部材別	スギ	ヒノキ	計
柱材	87.95	189.90	277.85
横架材等	357.82	14.37	372.19
土台・大引等	7.87	94.27	102.14
構造材計	453.64	298.54	752.18
構造材比率(%)	70.1	96.3	78.6
タルキ・板類等	193.85	11.34	205.19
計	647.49	309.88	957.37

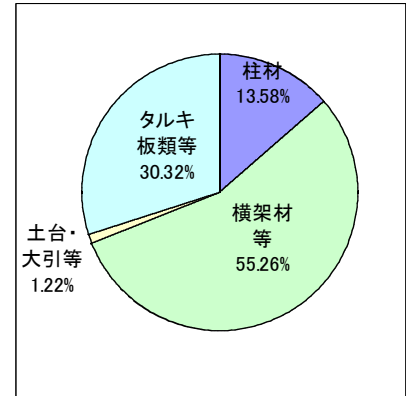


図3 スギの使用部材

樹種別の部材別使用量は表4でその割合は図3、図4のとおりである。スギ材の半数以上は桁・梁、母屋、棟木となっている。以前はこれらの部材は外材が多かったのであるが、最近では外材の高騰や、国産スギ材のもつ木肌美しさ、柔らかさなどから構造材であっても化粧部材として使用されることが本事業で建てられる家に多く採用されるようになってきている。

一方ヒノキは柱材の使用が多い。その他土台や大引もヒノキ材がほとんどである。



写真1 スギ構造材兼化粧材

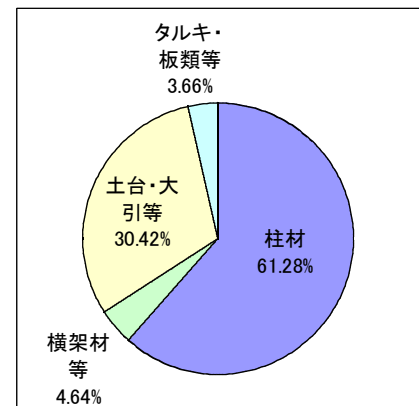


図4 ヒノキの使用部材

## 6. びわ湖材の生産流通

本事業実施にあたっては、びわ湖材販売管理票の提出を義務づけている。びわ湖材販売管理票は、びわ湖材産地証明制度に基づき、びわ湖材の分別・表示管理を行い、流通経路を明らかにして、信頼と安心の保証を証明するためにびわ湖材販売取扱認定事業体が発行するものである。

提出されたびわ湖材販売管理票に基づいて、びわ湖材の産地や取扱事業体を通して工務店に至る流れを整理した。

### (1) びわ湖材の流通（納材までの流れ）

21年度事業において使用された木材の流通経路をびわ湖材販売管理票から整理すると概ね次のように区分される。

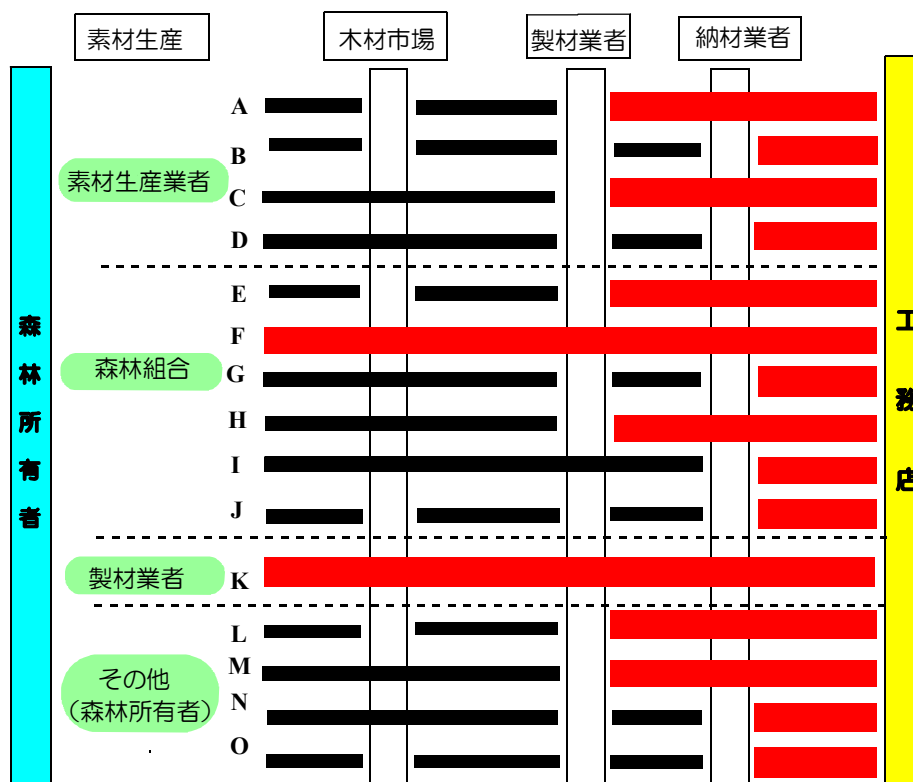


図5 びわ湖材の流通

#### [図5の説明]

- A：素材生産者が素材市場に出荷し、製材業者が素材市場から丸太を求め製材を行い、工務店に納材。
- B：素材生産者が素材市場に出荷し、製材業者が素材市場から丸太を求め製材を行い、製材品を製品取扱店に販売し、製品取扱店が工務店へ納材。
- C：素材生産者が製材所に丸太を持ち込み、そこで製材されて工務店へ納材。
- D：素材生産者が製材所に丸太を持ち込み、そこで製材されて製品取扱店へ販売し、製品取扱店が工務店へ納材。
- E：森林組合が素材生産を行い素材市場に出荷、製材業者が丸太を求め製材を行い工務店へ納材。
- F：森林組合が素材生産・製材を行い工務店に納材。
- G：森林組合が素材生産を行い、製材所に丸太を納め、製材品を製品取扱店へ販売し、そこから工務店へ納材。
- H：森林組合が素材生産を行い、製材所に丸太を納め、製材品を工務店へ納材。
- I：森林組合が素材生産・製材を行い、製品取扱店へ販売し、そこから工務店へ納材。

- J：森林組合が素材生産を行い素材市場に出荷、製材業者が丸太を求め製材を行い、製材品を製品取扱店へ販売し、そこから工務店へ納材。
- K：製材業者が素材生産・製材を行い工務店へ納材。
- L：その他（森林所有者）が素材生産を行い、素材市場に出荷、これを製材業者が丸太を求め製材を行い工務店へ納材。
- M：その他（森林所有者）が製材所に丸太を持ち込み、そこで製材されて工務店へ納材。
- N：その他（森林所有者）が製材所に丸太を持ち込み、そこで製材されて製材品を製品取扱店へ販売し、そこから工務店へ納材。
- O：その他（森林所有者）が素材生産を行い素材市場に出荷、製材業者が丸太を求め製材を行い、製材品を製品取扱店へ販売し、そこから工務店へ納材。

## （２）びわ湖材の流通経路別による件数・取扱量等

21年度事業において、びわ湖材の生産から始まって工務店までの経路をびわ湖材販売管理票から区分したのが図5である。

この区分による取扱量をまとめたのが表5である。素材生産量は素材生産業者と森林組合がほぼ同量の取り扱いをしている（全体の91.3%）。このほか、製材業者と森林所有者（生産森林組合、山林組合）が素材生産を行っているケースもあった。

本事業において、工務店への納材については、素材生産業者が取り扱った素材から製材された製材品が最も多く（47.3%）、森林組合から流れた素材を利用しているのが39.2%となっている。

ここでの素材生産量は、びわ湖材販売管理票の最初の出荷量の数量であり、その中から本事業に使用された製材品量を示したものである。

表5 素材生産業者別の取扱量

伐採業者別	経路区分	件数	素材生産量		本事業に使用された製材品量	
			生産量(m3)	比率(%)	材積(m3)	比率(%)
素材生産業者	A	79	3,930.00	32.0	264.86	27.5
	B	11	754.12	6.1	29.33	3.0
	C	20	864.09	7.0	137.21	14.3
	D	9	260.40	2.1	24.26	2.5
	計	119	5,808.61	47.4	455.66	47.3
森林組合	E	74	3,003.42	24.5	67.92	7.1
	F	12	499.97	4.1	137.39	14.3
	G	36	1,314.52	10.7	75.13	7.8
	H	16	470.17	3.8	78.12	8.1
	I	1	52.78	0.4	11.83	1.2
	J	8	268.33	2.2	7.29	0.8
	計	147	5,609.19	45.7	377.68	39.2
製材業	K	14	524.24	4.3	105.33	10.9
森林所有者	L	15	262.95	2.1	14.34	1.5
	M	1	14.30	0.1	6.28	0.7
	N	2	13.20	0.1	2.51	0.3
	O	2	30.59	0.2	0.77	0.1
	計		321.04	2.6	23.90	2.5
合計		300	12,263.08	100.0	962.57	100.0

### (3) びわ湖材の産地

本事業で使用されたびわ湖材の市町別素材生産量は表6のとおりである。

この中から、製材されて本事業に販売されたことになる。

この素材生産量がびわ湖材の全生産量とどのような関係になっているのかは明らかでない。また、1枚の管理票が複数に発行されていることがあり、明確な場合は除いているが、不明な状況もみられ重複していることもありうる。

多い市町は多賀町、甲賀市、大津市で国有林からの生産も大きな比重を占めている。

表6 びわ湖材の産地

市町別	素材生産量(m3)	比率(%)
大津市	1878.40	15.3
栗東市	73.18	0.6
甲賀市	1902.50	15.5
東近江市	1128.43	9.2
彦根市	271.71	2.2
米原市	1220.87	10.0
長浜市	408.00	3.3
高島市	1150.70	9.4
日野町	119.88	1.0
多賀町	2884.29	23.5
余呉町	215.06	1.8
国有林	1010.06	8.2
計	12263.08	100.0

### (4) 製材所の原木調達

本事業を実施するために製材業者はどこから素材を調達しているかを知るための資料が表7である。件数でみると7割近くが市場等から調達している。

素材材積は、管理票の最初の出荷量の値であり、あくまで参考数値である。

表7 製材所の素材調達先

原木調達先	種別	件数	比率(%)	取扱素材材積(m3)	比率(%)	原木調達先からみた本事業の製材品使用量(m3)	比率(%)
市場等	(株)甲賀林材	110	68.7	4,061.86	73.6	94.79	47.1
	(株)スンエン	78		4,047.69		292.87	
	県森連共販所	4		283.76		8.35	
	高島森組市場	10		576.51		45.51	
	ナンシン木材センター	4		61.01		12.22	
	小計	206		9,030.83		453.74	
森林組合		52	17.3	1,725.27	14.1	246.67	25.6
その他	素材生産業者等	42	14.0	1,506.98	12.3	262.16	27.2
計		300	100.0	12,263.08	100	962.57	100

原木調達先が取扱をした素材の中から製材を行い、本事業のために使用された製材品は、市場等からのものが半数近く(47.1%)、森林組合が1/4、その他が1/4になっている。

### (5) 工務店の製材品調達先

工務店はびわ湖材をどこから調達しているかをみたものが図6である。全体の9割近くが製材業者等(製品売り業を含む)から調達している。森林組合からの納材は少ない状況にある。

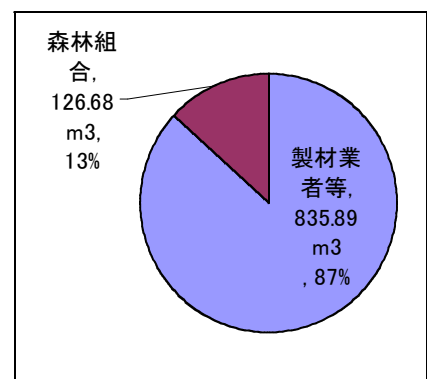


図6 工務店の製材品の調達先

## 7. おわりに

柱の提供事業を5カ年間(H16～H20)実施した結果と、21年度から開始した助成事業とびわ湖材の使用量を比較したのが下表である。

表8 びわ湖材の使用量(1戸当たり平均)

(単位:m<sup>3</sup>)

	提供柱材材積	提供柱材柱以外のびわ湖材	びわ湖材計
5カ年間の平均	3.52	9.01	12.53
21年度使用量	3.51	8.68	12.19

びわ湖材の1戸当たりの使用量においては大差のない状況であった。ここ数年間概ね県内で建築されたびわ湖材を使用した住宅では、表8に示したびわ湖材が使用されていると考えられる。

総木材使用量のうち、びわ湖材がどの程度使用されているかについては、データが不十分なために分析できない。今後の課題と考えている。

以上